

路外駐車場設置(変更)届出書

(届出先)
福 島 市 長

設置届の場合は二
本線で削除

年 月 日

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

住 所
氏 名 又 は
名 称

TEL

届出者が法人の場合は、法人名及び代表者名を記入
個人の場合は、個人名のみ記入

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

1	駐 車 場 の 名 称	正式名称を記入					
2	駐 車 場 の 位 置	駐車場の所在地(住居表示等)を記入					
3	イ 駐車場の区域の面積	駐車場の敷地面積を記入			平方メートル		
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)	駐車の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他駐車のため必要な施設の総面積を記入			0平方メートル		
	a 建築物である部分 立体駐車場や建築物の地下・屋上など、屋根や壁で囲まれた空間に駐車施設がある部分	駐車の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分 時間貸駐車マス部分の面積、台数を記入	四輪車 (注) 専用		平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用		平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用		平方メートル 四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台	
				小計		0平方メートル	
				それ以外の部分 月極契約や従業員専用駐車マス等、時間貸駐車マス以外の部分の面積、台数を記入	四輪車専用		平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪車専用		平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特定自動二輪車併用		平方メートル 四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台
					小計		0平方メートル
車路等の面積 (B)			平方メートル				
b 建築物でない部分 平面駐車場(青空駐車場)など、屋根や壁のない土地の上に直接駐車する部分	駐車の用に供する部分の面積 (C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用		平方メートル (駐車台数 台)		
			特定自動二輪車専用		平方メートル (駐車台数 台)		
			四輪車及び特定自動二輪車併用		平方メートル 四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台		
			小計		0平方メートル		
			それ以外の部分	四輪車専用		平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用		平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用		平方メートル 四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台	
				小計		0平方メートル	
車路等の面積 (D)			平方メートル				

3	規 模	駐車の用に供する部分の面積の合計 (A+C)		一般公共の用に供する部分	四輪車専用	0平方メートル (駐車台数 0 台)
					特定自動二輪車専用	0平方メートル (駐車台数 0 台)
					四輪車及び特定自動二輪車併用	0平方メートル 四輪車 駐車台数 0 台 特定自動二輪車 駐車台数 0 台
					小計	0平方メートル
				それ以外の部分	四輪車専用	0平方メートル (駐車台数 0 台)
					特定自動二輪車専用	0平方メートル (駐車台数 0 台)
					四輪車及び特定自動二輪車併用	0平方メートル 四輪車 駐車台数 0 台 特定自動二輪車 駐車台数 0 台
					小計	0平方メートル
		4	構 造	イ 建築物である部分		建築物の構造、階数を記入駐車部分の階数も明記
ロ 建築物でない部分				記入例:透水性アスファルト舗装砂利敷舗装等		
5	設 備	イ 特殊の装置	a 特殊の装置の有無	その構造のため、駐車場法による技術的基準により難いが、同等以上の効力があるものとして、駐車場法第15条により国土交通大臣が認定した機械式駐車装置(自走式駐車場を除く)を設置する駐車場の場合、「特殊の装置の有無」を「あり」とし、大臣認定の番号、装置の名称を記入。		
			b 特殊の装置に係る 駐車場法施行令第15条の規定による認定の概要			
				特殊の装置の名称等		
		ロ それ以外の設備		特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置、その他の設備の概要を記入		
6		附帯業務のための施設		駐車場内で行う有料業務について記入記入例:洗車場、燃料販売、自動車修理、売店		
7		従 業 員 概 数		駐車場の管理に従事する人数を記載(事務、附帯業務を含む)		
8		供用開始(予定)日		営業を開始しようとする日		

(注)
 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。

備 考

- 一 路外駐車場変更届書にあつては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のため必要な施設の総面積について記載すること。
- 三 3のロのa欄及びb欄の「駐車の用に供する部分の面積」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 四 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別(木造、耐火構造等の別)及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあつては、その旨を記載すること。
- 六 4のロ欄においては、車路及び駐車の用に供する部分のみについて記載すること。
- 七 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 八 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による建設大臣の認定の番号を記載すること。
- 九 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。
- 十 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十一 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。